

公益財団法人日本スポーツ協会 公益充実資金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「本会」という。)の公益充実資金、特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 公益充実資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「公益認定法施行規則」という。)第23条第1項柱書に定める、公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良に係る費用等の支出に充てるために必要な資金として積み立てられるものをいう。

2 特定費用準備資金とは、公益認定法施行規則第31条第1項柱書に定める、将来の特定の活動(公益目的事業に係るものを除く。)の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。)に係る支出に充てるために保有する資金(当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。)をいう。

3 資産取得資金とは、公益認定法施行規則第36条第3項第4号に定める、法人活動保有財産の取得又は改良に充てるために保有する資金(法人活動保有財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。)をいう。

4 公益充実資金等とは、前3項を総称する。

(原則)

第3条 この規程の解釈及び運用については、公益認定法、公益認定法施行規則及び本会定款に則り行うものとする。

第2章 公益充実資金

(公益充実資金の保有)

第4条 本会は、公益充実資金を保有することができる。

2 本会が、公益充実資金を保有しようとするときは、公益充実活動等ごとに、内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠等について、理事会の承認を得なければならない。

(公益充実資金の管理)

第 5 条 本会は、公益充実資金について、財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して表示するものとする。

(公益充実資金の取崩し)

第 6 条 公益充実資金を取崩す場合には、公益認定法施行規則第 23 条第 2 項に基づき、次の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取崩さなければならない。

(1) 当該資金の目的の支出がなされた場合、当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額

(2) 正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合、その事実があった日における当該公益充実活動等に係る資金の額

2 公益充実資金について、公益充実活動等以外の支出に充てるために取崩す場合には、公益認定法施行規則第 23 条第 1 項第 3 号に定める特別の手続きとして、会長は、取崩しが必要かつ合理的であると考えられる理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

第 3 章 特定費用準備資金及び資産取得資金

(特定費用準備資金及び資産取得資金の保有)

第 7 条 本会は、特定費用準備資金及び資産取得資金を保有することができる。

2 本会が、特定費用準備資金及び資産取得資金を保有しようとするときは、将来の特定の活動(資産取得資金にあっては将来の特定の資産の取得又は改良。)の名称、内容、計画期間、活動等の実施予定時期、積立限度額(資産取得資金にあっては当該資金の目的である財産の取得又は改良に必要な最低額。)、その算定根拠等について、理事会の承認を得なければならない。

(特定費用準備資金及び資産取得資金の管理)

第 8 条 特定費用準備資金及び資産取得資金は、公益認定法施行規則第 31 条第 3 項第 2 号(同規則第 36 条第 4 項において準用する場合を含む)に従い、他の資金(他の特定費用準備資金を含む。)と明確に区分して管理するものとする。

(特定費用準備資金及び資産取得資金の管理)

第 9 条 特定費用準備資金及び資産取得資金は、公益認定法施行規則第 31 条第 4 項(同規則第 36 条第 4 項において準用する場合を含む)に基づき、次の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取崩さなければならない。

- (1) 当該資金の目的の支出がなされた場合、当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額
- (2) 各事業年度終了の時における積立限度額が当該資金の額を下回るに至った場合、当該事業年度終了の時における当該資金の額のうちその下回る部分の額
- (3) 正当な理由がないのに当該資金の目的である活動等を行わない事実があった場合、その事実があった日における当該資金の額

2 特定費用準備資金及び資産取得資金について、目的外の取崩しを行う場合には、公益認定法施行規則第 31 条第 3 項第 3 号(同規則第 36 条第 4 項において準用する場合を含む)に定める特別の手續きとして、会長は、取崩しが必要かつ合理的であると考えられる理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

第 4 章 公 表

(公益充実資金の公表)

第 10 条 本会は、公益充実資金について、公益認定法施行規則第 23 条第 1 項 2 号に基づき、次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、この法人のホームページへの掲載その他適切な方法により速やかに公表しなければならない。

- (1) 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
- (2) 当該事業年度の末日における積立限度額及びその算定根拠
- (3) 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
- (4) 当該事業年度の末日における公益充実資金の額
- (5) 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの公益充実資金に関する法令で定める事項

第 11 条 本会は、公益認定法第 21 条第 2 項第 4 号並びに公益認定法施行規則第 46 条第 1 項第 7 号、第 9 号及び第 10 号に基づき、公益充実資金等について記載した書類を、事業年度経過後 3 月以内に主たる事務所に 5 年間備え置き、所定の業務時間内に閲覧等に供するものとする。

第 5 章 雑 則

(法令等の読み替え)

第 12 条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改 廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細 則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成 28 年 11 月 9 日より施行する。
2. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規程は、令和 8 年 3 月 4 日から施行する。